

# 緊急通報装置貸与事業

ひとり暮らし等の高齢者宅に緊急通報装置を設置し、急病、災害等の緊急時における迅速かつ適切な対応や、不安の解消を図ります。

- 対 象：町内に住所を有し、かつ現に在宅で居住している方で以下の方を対象としています。
- ・ おおむね 65 歳以上の単身世帯
  - ・ 高齢者のみの世帯
  - ・ これに準ずる世帯に属する高齢者
- ※申し込みされる固定電話が NTT 回線である必要があります。

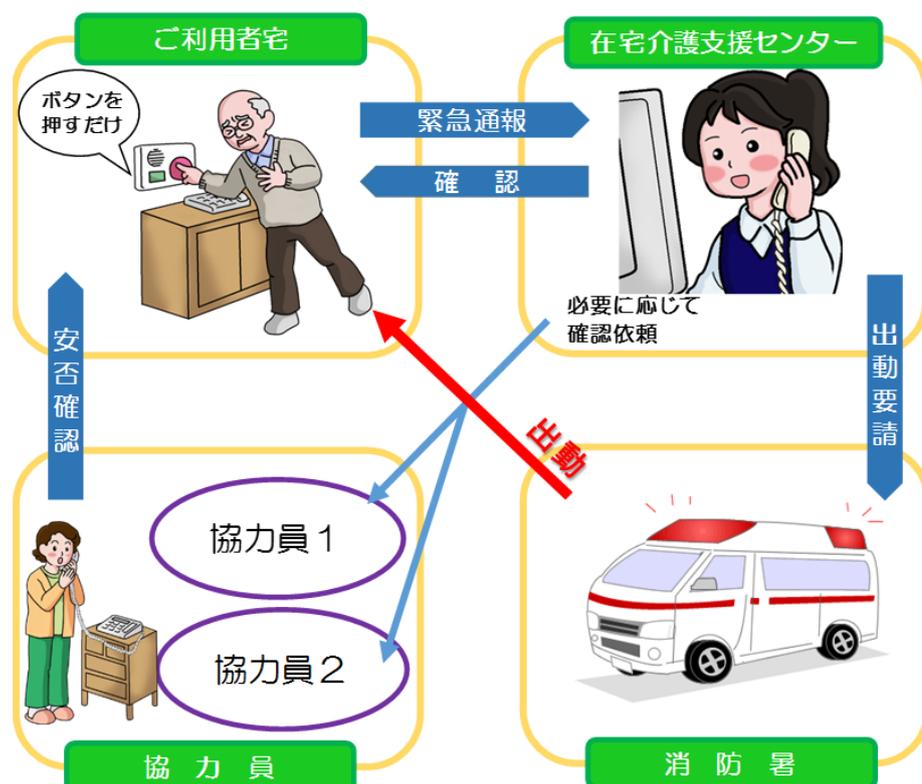
事業概要：現在使用中の電話機に通報装置をつなげます。緊急時に非常用ボタンを押すと登録先に通報されます。

通報先は2カ所設定し、第1通報先が応答した時点で通報は終了します。

通報先は、通報装置を通じて、利用者の状況を確認し、適切な対応を取ります。

応答にに応じない場合は、申請時に登録されている協力員に通報もの状況確認を依頼します。

- 通 報 先：〈第1通報先〉
- 東地区／のせの里在宅介護支援センター（Tel 739-2240）
  - 西地区／在宅介護支援センター祥雲館（Tel 733-2301）
- 〈第2通報先〉
- 箕面市消防本部通信指令室



費用：設置費用 約3,000円  
通信料 約400円/月

申込方法：以下の2枚の書類を提出してください。書類は保健福祉センターもしくは役場保険課に備えてあります。

- 豊能町在宅高齢者緊急通報装置貸与事業申請書（様式第1号）
- 誓約書兼協力員登録書（様式第2号）  
原則2名の協力員の登録が必要です。緊急時、すぐに状況を確認できる近隣の方が望ましいです。
- 豊能町社会福祉協議会が実施している「緊急時安否確認（かぎ預かり）事業」との併用をお勧めします。

提出先：保健福祉センター（東ときわ台 1-2-6）  
役場保険課（余野 414-1）

申し込みから設置まで：

- ①保健福祉センターもしくは保険課に必要書類を提出します。
- ②担当者が書類を審査し、貸与を決定します。
- ③貸与決定後、担当者が申込者へ連絡、工事希望日（設置希望日）を確認します。  
申し込みより工事日まで、おおむね10日前後の日程が必要となります。
- ④工事（設置）日には、原則保健福祉課職員及び担当地区の在宅介護支援センター職員が立ち会います。